

## 新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた取り組みについて

当社では、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針に基づき、3月5日から次のとおり取り組みを実施いたします。

国及び自治体から新たな方針・要請があった場合は、必要な対策を適宜実施してまいります。

関係各位にはご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

### ■感染予防・拡大防止のための取り組み

- ・公共交通機関の利用を極力控えるとともに、やむを得ず利用する場合は時差出勤を活用します。(実施期間：2020年3月5日～3月31日まで)

### ■会議・打合せ等

- ・不要不急の会議、打合せ等への参加は自粛し、必要な会議、打合せ等については電子メール等の非対面手段にて対応いたします。
- ・やむを得ず会議、打合せ等へ参加する場合は、最少人数による参加を原則とし、マスク着用を奨励し、極力広い会議室で行う等の感染予防対策を徹底します。

### ■出張等

- ・必要性、緊急性を検討し、極力自粛いたします。また、従業員の私的な旅行等についても、当面の間は自粛いたします。

### ■従業員及び同居家族等の健康管理

- ・従業員及び同居家族等で37.5度以上の発熱がある場合は休暇取得を奨励します。
- ・従業員及び同居家族等で感染者が発生した場合は、会社への即時報告を徹底するとともに、従業員及び濃厚接触者に対し自宅待機を命じ、関係各所への報告と今後の対応について協議を行います。

### ■小学校が休校となった場合の措置

- ・小学校低学年の児童を持つ従業員が小学校休校に伴う育児のため休暇を希望する場合は、休暇取得を奨励します。

### ■その他

- ・2月27日付の国土交通省『新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等』につきましては、地方自治体からの同種の通知を含め、個々の業務の状況、実情に応じて個別に判断して参ります。